



○教員免許更新制について○ ～平成21年4月1日からスタート～



平成21年4月からの教員免許更新制の実施により、平成21年3月31日までに授与された教員免許状を持っている先生方は、各自の修了確認期限までに**30時間以上**の免許状更新講習の課程を修了し、必要な手続きを行うことが必要となります。

教員免許更新制のおおまかな流れ

最初の修了確認期限を確認します。(裏面参照)



各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。



各自が大学等に受講を申し込みます。(受講申込書に各学校長等から教員であることを証明してもらいます。)



大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)等の書類を添付し、高知県教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。



免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行します。



次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効となります。

修了確認期限の延期について

次の延期事由に該当する先生方は、申請により修了確認期限を延期することができます。

- ① 指導改善研修中であること
- ② 休職中であること
- ③ 病気休暇中、育児休業中であること
- ④ 在外教育施設等において教育に従事していること
- ⑤ 専修免許状取得のため、大学院の課程等に在学していること(科目等履修生は除く)
- ⑥ 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと
- ⑦ 初回の修了確認期限が、最新の免許状の授与から10年を経過していない日であること
など

免許状更新講習について

30時間以上の受講・修了が必要。

「必修領域」……6時間以上

「選択必修領域」……6時間以上

「選択領域」……18時間以上

【平成28年度から】

受講対象者の証明について

大学等に免許状更新講習の受講を申し込む際の受講対象者であることの証明は、現職以外でも教員としての勤務経験があるなどの一定の要件を満たす方については、勤めていた学校や教育委員会から証明を得ることで受講することができます。



※重要

修了確認期限までに更新講習修了確認等を受けないとお持ちの免許状が失効してしまいます。
修了確認申請期間内に当該確認等に係る申請手続きを忘れないよう注意してください!!

(お問合せ先)

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎 教職員・福利課 教員免許担当
TEL (088)821-4903 FAX (088)821-4725

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

	生年月日	修了確認申請期限 (最初の修了確認期限)	免許状更新講習の受講期間 及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年1月31日 (平成23年3月31日)	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年1月31日 (平成24年3月31日)	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年1月31日 (平成25年3月31日)	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年1月31日 (平成26年3月31日)	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年1月31日 (平成27年3月31日)	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年1月31日 (平成28年3月31日)	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年1月31日 (平成29年3月31日)	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年1月31日 (平成30年3月31日)	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年1月31日 (平成31年3月31日)	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年1月31日 (平成32年3月31日)	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

《表の見方》

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

	免許状を授与の日	修了確認申請期限 (最初の修了確認期限)	免許状更新講習の受講期間 及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年1月31日 (平成28年3月31日)	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年1月31日 (平成29年3月31日)	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年1月31日 (平成30年3月31日)	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年1月31日 (平成31年3月31日)	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日